

## 2020 年度生殖補助医療管理胚培養士および胚培養士認定・更新申請に関する【注意事項】

1. 2020 年度の認定審査・更新審査申請をお考えの方は、必ず、ホームページに掲載されております以下をご一読下さい。
  - ・一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士資格制度基本規程
  - ・一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療管理胚培養士資格認定審査規則
  - ・一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則
  - ・一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士資格制度に関する細則
2. 胚培養士（管理を除く）の新規・更新申請は、ホームページ上の電子申請フォームに入力後、返信メールを印刷の上、他の必要書類と一緒に郵送にて書類申請することになっております。このフォームでの資格審査申込書入力には人数制限を設けておりません。あくまでも書類の到着順にて受付をさせていただきますのでご注意ください。
3. 2018 年度の規則改正に伴う暫定措置として（2022 年度までの予定）、「生殖補助医療胚培養士更新審査申請」において、「生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則第 8 条(3) 本学会学術集会に最近 5 ヶ年以内に 2 回以上参加していること」を満たさない場合、他の関連する学会（第 12 条で規定）の大会で補填できるものとします。  
なお、「生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則第 8 条(4)本学会学術集会、あるいは関連する学会大会に最近 5 ヶ年以内に 5 回以上参加していること」とは、日本卵子学会の学術集会に少なくとも 2 回、他の学会大会を合わせて 5 回以上の参加を要するという意味です。
4. 2018 年度受験者から適用の新規則「生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則」の第 2 条(6)および第 3 条(8)につきまして、最近 1 ヶ年とは審査がある年度の前年度（前年の 4 月 1 日～当該年の 3 月 31 日）となります。新規受験の場合は、認定審査日前日の講習会受講に加えて、前年度の本学会学術集会、本学会主催講習会あるいは関連する学会に 2 回以上参加していることが要件（この点は旧規則から変更なし）となります。
5. 2018 年度以降の更新者から、審査規則第 8 条(5)に則り、必ず 1 回は倫理講習を受講していることが要件となっております。2020 年度更新予定者でまだ受講されていない方は、2020 年 4 月 18 日（土）に開催される倫理講習会を必ず受講してください。なお、4 月審査会時の倫理講習会は、2020 年度更新申請者のみを対象といたします。
6. 申請書類の実務経験証明書および日本産科婦人科学会見解に基づく諸登録申請受理通

知書のコピーは必ず必要です。勤務先クリニックからの異動等の際には、異動前のお勤め先からも実務経験証明書等を入手頂くよう、ご注意願います。「生殖補助医療臨床実務経験証明書」と「日本産科婦人科学会見解に基づく諸登録の申請受理通知書のコピー」（新規申請においては「体外受精・胚移植法実施記録」「症例報告」も含む）の責任医師名が同一であることをご確認下さい。

7. 更新申請時期につきましては、認定証をご確認の上、ご自身で管理いただくことになっています。凍結期間がある方につきましても、凍結期間をご自身で管理いただきますようお願い申し上げます。凍結手続きをした方で、凍結期間の早期終了や延長などの変更があった場合は、凍結届の再提出が必要です。速やかに提出されない場合、更新時期を逃し、資格失効になる場合があります。
8. 認定制度規程・規則等の改訂や、資格更新審査要項の公開などの情報は、学会ホームページならびに会員メールマガジンにて随時アナウンスや公開をしております。情報を確実にお届けするため、学会名簿には必ずメールアドレスのご登録をお願いいたします。